

JInclusive ournal of E ducation

Printed 2017.0830

Online ISSN: 2189-9185

Published by Asian Society of Human Services



“A house in the Zamami”

Megumi MIYACHIKA

August 2017
VOL. 3

SHORT PAPER

日本の国立大学における障害学生支援方針の
情報公開状況に関する調査
—ホームページ上での情報を中心に—

Survey on Information Disclosure Status of Disability Student
Support Policy at National Universities: Mainly on Information
on the Homepage

小田切 岳士¹⁾ (Takeshi ODAGIRI), 森 浩平²⁾ (Kohei MORI),
田中 敦士³⁾ (Atsushi TANAKA)

- 1) 神田東クリニック／MPS センター
(Kanda-Higashi Clinic, MPS Center)
- 2) 三重大学学生総合支援センター障がい学生支援室
(Accessibility & Communication Support office, Center for Student Support,
Mie University)
- 3) 琉球大学教育学部
(Faculty of Education, University of the Ryukyus)

<Key-words>

障害学生, 支援方針, 規程, 支援内容

(Students with disabilities, support policy, regulation, content of support)

odagiri@iomhj.com (小田切 岳士)

Journal of Inclusive Education, 2017, 3:65-76. © 2017 Asian Society of Human Services

ABSTRACT

「教職員のための障害学生修学支援ガイド」(日本学生支援機構, 2015)では、障害のある大学進学希望者や学内の障害のある学生に対し、大学等全体としての受入れ姿勢・方針を示すことが重要とされている。希望を申し出にくい消極的な環境を放置したまま、ただ本人からの支援申請を待つことは、合理的配慮の不提供につながるといっても過言ではない(松田, 2016)が、現在それぞれの国公立大学において障害学生支援規程等の方針がどの程度公表されているかといった状況はこれまでに明らかとされていない。そこで本研究では、障害のある大学進学希望者や学内の障害のある学生が比較的情報を入手しやすいと考えられる、ホームページ上での公開状況や公開内容について閲覧・調査を行った。その結果、国立大学 88 大学のうち、障害学生支援に関する基本方針を大学ホームページ上に公開していた大学数は 24 校 (27.3%) に留まった。また、内容については「目的」、「定義」、「機会の確保」等の 20 カテゴリに分類された。

Received
2017 / 7 / 31

Revised
2017 / 8 / 10

Accepted
2017 / 8 / 17

Published
2017 / 8 / 30

I. 問題と目的

1. 障害学生支援に関する法整備の状況

平成 28 年（2016 年）4 月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）により、国公立大学及び高等専門学校においては合理的配慮の実施が法的義務であり、私立大学は努力義務として定められている。大学等における合理的配慮とは、障害のある者が、他の者と平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するために、大学等が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある学生に対し、その状況に応じて、大学等において教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、かつ大学等に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないものと定義されている。障害学生支援が法的裏付けをもった義務となり、これを遂行することが大学にとってのコンプライアンス（法令順守）となるため、大学等の高等教育機関にとって大きな転換期を迎えている（丹治・野呂，2014）。

全国の大学等における障害学生数は、平成 18 年度（2006 年）に 4,937 名であり、以降増加を続け、25 年度（2013 年）には 13,449 名となっている（日本学生支援機構，2014）。25 年度（2013 年度）の高等教育機関で学ぶ障害学生の在籍率は 0.42% で、在籍率についても 17 年度より増加を続けている。また、障害学生が在籍している大学数は、17 年度から 18 年度にかけて大幅な増加がみられ、その後は漸増傾向にあり、25 年度は 811 校で調査開始時の 1.37 倍となっている。当時の全学校数は 1,190 校であり、この 68.2% にあたる。7 割近くの大学に障害学生が在籍しているとされるが、発達障害のように判断しづらい障害学生等の在籍まで正確に把握することは難しく、障害学生はほとんどどの学校において在籍している可能性もある。

2. 障害学生支援に関する方針等の公表

障害者差別解消法において規定された差別の解消のための具体的な措置について、国の行政機関の長、独立行政法人等（国立大学・国立高等専門学校を含む）については、差別の解消の推進に関する「基本方針」に則し、当該機関における取り組みに関する「国等職員対応指針」を策定することとなった（第 9 条）。「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針について」（文部科学省，2015a）が通知されたことで、差別解消の推進に関しては、各大学において本指針が周知されている。

また、各大学では、障害学生支援に関する学校としての方針を定め、規程等が作成されるよう、障害学生修学支援に関する規程及び様式等（日本学生支援機構，2016）が掲載されている。その中には、障害学生支援の目的や支援対象となる学生の定義、支援実施体制、教職員の責務等を定める規程である「障害学生支援規程」、障害学生支援について協議・検討する委員会の設置に関する規程である「障害学生支援委員会規程」、障害学生支援室等、支援担当部署の設置に関する規程である「障害学生支援室規程」が挙げられている。「教職員のための障害学生修学支援ガイド」（日本学生支援機構，2015b）では、高等教育における障害のある学生支援の基本的な考え方の中で、障害のある大学進学希望者や学内の障害のある学生に対し、大学等全体としての受入れ姿勢・方針を示すことが重要としている。

希望を申し出にくい消極的な環境を放置したまま、ただ本人からの支援申請を待つことは、合理的配慮の不提供につながるといっても過言ではなく、これは個別性の高い合理的配慮を

検討する支援環境側の大きな課題であると松田（2016）も述べているが、現在それぞれの国公立大学において障害学生支援規程等の方針の公表どの程度なされているかといった状況はこれまでに明らかとされていない。

そこで本研究では、障害のある大学進学希望者や学内の障害のある学生が比較的情報を入手しやすいと考えられるホームページの閲覧・調査を行い、全国に 88 校存在する国立大学における障害学生支援に関する方針等の公表の状況や、その内容について明らかにすることを目的とした。

Ⅱ．方法

1. 調査対象と手続き

全国の国立大学 88 校について、平成 29 年 6 月末時点で障害学生支援室等の支援部門のホームページにおいて公表されている内容を調査の対象とした。

2. 手続きと調査内容

障害学生支援に関するホームページを検索し、「方針」及び「ポリシー」、「憲章」をキーワードとして記載された部分を抽出した。

Ⅲ．結果

1. 基本方針の公開状況

日本国内の国立大学 88 大学のうち、障害学生支援に関する基本方針（とそれに類すると考えられたもの）を大学ホームページ上に公開していた大学数は 24 校（27.3%）であった。

2. 基本方針の内容分類

前述の 24 校が公開している方針の各事項を、内容別に分類した。その結果、20 カテゴリに分類された。各カテゴリ名を表 1 に示す。

3. 各カテゴリにおける記載大学の割合

方針を公開している大学の中で、そのカテゴリを記載している大学の割合を図 1 に示す。すべての大学で記載のあったものは「目的」（100.0%）であり、次に割合が大きかったのは「支援体制（83.3%）」、次いで「決定過程（66.7%）」、「施設・設備（58.3%）」であった。一方、最も割合が低かったのは「差別の禁止」「研修」「規程等の整備」「基本方針の改廃」（いずれも 8.3%）であった。

表 1 障害学生支援に関する方針の内容分類

カテゴリ名
・目的（目標、趣旨、理念、基本理念、基本方針、受け入れ姿勢） ・定義（支援対象） ・機会の確保（機会の確保と教育の質の維持） ・合理的配慮（合理的配慮の提供） ・差別の禁止 ・決定過程（合理的配慮の決定） ・教育方法等（教育方針等） ・支援内容 ・支援体制（実施体制、推進体制、相談体制） ・施設、設備 ・啓発（啓発活動、学内理解の促進と啓発） ・研究（研究・研修、バリアフリー教育の充実） ・研修（教育・研修） ・情報公開 ・地域社会との連携 ・責務 ・規程等の整備（全学的支援方策の策定等） ・基本方針の改廃 ・予算上の措置 ・個人情報の保護（個人情報の保護と守秘義務）

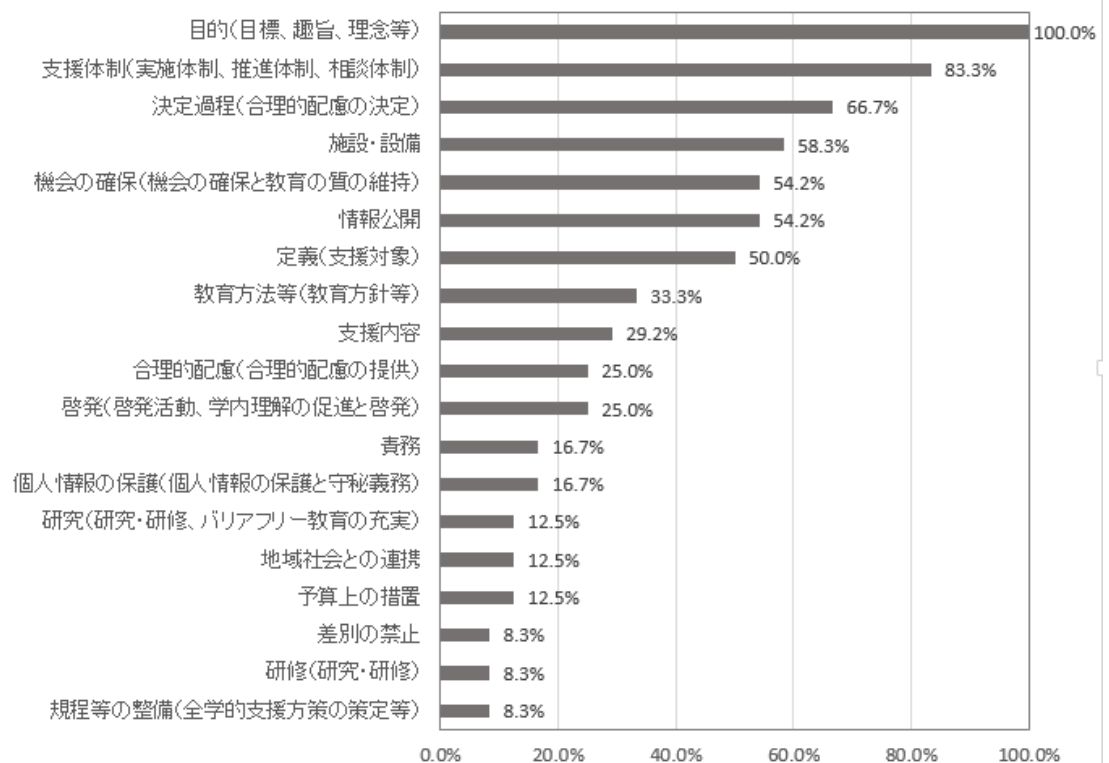


図 1 各カテゴリについて記載している大学の割合

4. 各カテゴリの記載内容

分類した 20 カテゴリについて、具体的な記載内容を表 2 に示す。

表 2 基本方針のカテゴリと、そのカテゴリに分類された文言（抜粋）

目的（目標、趣旨、基本方針、基本理念、理念、受入れ姿勢）
・この基本方針は、山形大学（以下「本学」という。）において、障がいのある学生（以下「障がい学生」という。）が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、その能力及び特性を踏まえた十分な教育を可能な限り障がいのない学生と共に受けることができるよう、「障害者の権利に関する条約」、「障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）」等を遵守し、支援及び環境整備を行うための基本的事項を定めるものである。（山形大学） ・国立大学法人筑波大学（以下、「本学」という）は、基本的人権を尊重し、障害の有無や程度によって分け隔てることなく、能力と修学意志を持つ障害のある学生（以下、「障害学生」という）を受け入れ、修学のために必要かつ適切な支援を積極的に行う責務を担っている。本学はこの使命や責務を自覚し、学長のリーダーシップのもとに教職員一同が、適切な教育研究の水準を維持しつつ、すべての障害学生の修学に対し、合理的配慮を行い、継続的にその向上・充実に努めていくことが必要であると考え。この憲章は、「国連・障害者の権利に関する条約」の理念に基づき、「障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）」等を遵守し、本学におけるその対応指針の礎となるものであり、本学のすべての教職員が障害学生支援の向上・充実に図るための基本的な使命を定めるものである。（筑波大学） ・この指針は、障害者基本法その他の法令の定めに基づき、国立大学法人福島大学 における障がいのある学生が、その年齢及び能力並びに障がいの種別及び程度に応じ、十分な教育が受けられるようにするために、修学支援に係る基本となる事項を定めることを目的とする。（福島大学）
定義（支援対象）
・この指針において、障がいのある学生とは、視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、内部障がい、発達障がい等の障がいがあるため、長期にわたり授業又は学生生活に 相当な制限を受ける者で、本人が支援を受けることを希望し、かつその必要性を認めた 者をいう。（福島大学） ・新潟大学では、この基本方針に基づき、心身の機能に障害がある学生等（身体障害、視覚障害、聴覚 障害、病弱・虚弱、精神障害、発達障害、難病に起因する障害等がある学生等をいいます。以下「障が い学生等」といいます。）の修学支援等を行います。（新潟大学） ・障がい学生等とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある学生 等であって、障がい及び社会的障壁（障がい学生等にとって教育を受ける上で 障壁となるような事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。以下同じ。）により継続的に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。（横浜国立大学）

機会の確保（機会の確保と教育の質の維持）

- ・障害学生が障害を理由に修学を断念することがないように、修学機会を確保する。また、高度の教育及び学術研究の府としての教育の質を維持する。（筑波大学）
- ・本学は、障がい及び社会的障壁により、障がい学生等が大学生活等の制限を受ける状態にある場合は、修学支援にあたります。この場合において、医師の診断や障害者手帳の有無は問いません。（新潟大学）
- ・障がいのある学生が、障がいを理由に修学を断念することがないように修学機会を確保するとともに、高い教養と専門的能力を培えるよう教育の質を維持するため、入学者選抜において必要な能力・適性等について障がいのない学生と公平に判定するための機会を提供し、また、入学後は障がいの状態・特性等に応じて、学生が得られる機会への平等な参加を保障するよう合理的配慮を行う。ただし、教育の本質や評価基準の変更など、他の学生に多大の影響を及ぼすような変更や調整は行わない。（東京外国語大学）

合理的配慮（合理的配慮の提供）

- ・障害のある学生が修学、学生生活、大学行事において、障害のない学生と等しく参加の機会を得られるよう、合理的配慮を行う。（電気通信大学）
- ・本学は、高い教養と専門的能力を培えるよう教育の質を維持しつつ、障がい学生が他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、必要かつ適当な変更・調整を行うなど、障がい学生個々の状態・特性等に応じ多様かつ個性が高い、合理的な配慮の提供を行う。（和歌山大学）
- ・本学は、障がい学生等が健常な学生等と等しい条件のもとで、相互に人格と個性を尊重し合いながら大学生活等を送ることができるよう、合理的配慮を提供します。（新潟大学）

差別の禁止

- ・本学は、その教育を行うに当たり、障がいを理由として障がいがない学生等と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい学生等の権利利益を侵害してはならない。（横浜国立大学）
- ・本学は、障がい学生等に対して、正当な理由なく、障がいに由来する不当な差別的取扱いをしてはならない。（熊本大学）

決定過程（合理的配慮の決定）

- ・学生本人の要望に基づき、本人の教育的ニーズと意思を尊重しつつ、本学の体制面、財政面を勘案し、可能な限り合意形成・共通理解を図った上で決定する。（東京外国語大学）
- ・本学は、個々の障害学生が必要とする支援を的確に把握するとともに、当該学生と協議し、意向を尊重して、授業保障、情報保障、移動介助等、直接的支援の内容と方法を決定し、これを行う。（奈良女子大学）
- ・要支援学生に対する修学支援及び環境整備は、原則として本人及び保護者の要請に基づき行い、就学支援は、学内関係部署、要支援学生支援窓口等と本人及び保護者が十分な合意形成・共通理解を図った上で決定し、大学から提供する。（浜松医科大学）

教育方法等（教育方針等）

- ・大学が提供する情報、必要なコミュニケーション、学習教材（資料を含む。）、公平な試験、成績評価などにおける配慮を行う。（滋賀大学）

- ・必要かつ適切な情報保障、コミュニケーション上の配慮、公平な試験、成績評価及び心理面・健康面等における合理的配慮を行う。(お茶の水女子大学)
- ・情報保障、コミュニケーション上の配慮、公平な試験及び成績評価など必要な合理的配慮を行う。(福岡教育大学)

支援内容

- ・障がい学生への支援は、必要に応じて次のとおりとする。(1)入学試験の配慮(2)修学支援(3)正課外活動支援(4)学内での生活支援(5)キャリア支援(6)その他、学生支援センター学生相談部門会議が必要と認めた支援(鳥取大学)
- ・支援内容は、受験時、入学時、各学期開始時、学年変更時等に、各学部、各研究科、教育・学生支援機構学生支援センター障がい学生支援部門(以下「障がい学生支援部門」といいます。)、本人及び保護者が十分な合意形成及び共通理解を図った上で決定します。また、必要に応じて本人、保護者、学部又は研究科の教員及び障がい学生支援部門による支援会議を開催し、個別支援計画書等を作成します。(新潟大学)
- ・支援内容は、本人の状況、合意形成、共通理解、過去の支援の状況、医師及び専門家の判断等を勘案し、柔軟に対応する。・支援方法は、外部機関及び当事者団体の助言並びに最新の知見及び技術的動向が反映されるように努める。(長崎大学)

支援体制(実施体制、推進体制、相談体制)

- ・大学全体として専門性のある支援体制の確保に努め、学内関係組織との連携を図る。また、学生・役職員に対し、障害学生支援に関する理解促進・意識啓発を行う。(お茶の水女子大学)
- ・本学における障害学生の支援者は、本学の教職員及び障がい学生を支援する本学の学生サポーターとし、学外の障害者支援の専門家等とも連携を図る。本学は、障害学生への支援を全学的に行うために、学生支援センター内にアクセシビリティ・コミュニケーション支援室(以下「支援室」という。)を設置する。支援室は、障害学生への相談対応、障害学生の学生生活環境づくり(修学時の配慮要請、支援機器の整備及び学内施設改修提案を含む。)及び関係部局間や支援者間の連携支援が適切に行われるための調整を行う。(富山大学)
- ・その支援にあたる専門的な部署を設置し、相談窓口の統一や専門的な能力を有する職員を配置するなど、その対応に当たる。・大学全体の特性を活かし、専門性のある支援体制を確立する。(和歌山大学)

施設・設備

- ・学生生活を快適に過ごすことができるよう使いやすい施設・設備環境を整えます。(名古屋工業大学)
- ・障がい者が安心して教育、研究及び医療、その他活動全般に参加できるようにするため、合理的配慮の下、障がい者の活動を制約している社会的障壁の除去を進め、ソフト、ハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、アクセシビリティの向上を図る。(宮崎大学)
- ・障がいのある学生が安全かつ円滑に学生生活を送ることができるよう、キャンパスのバリアフリー化等、環境整備の促進に努める。(島根大学)

啓発（啓発活動、学内理解の促進と啓発）

- ・山口大学は、障害者への理解を深めるために、障害のある学生の支援に関わる啓発活動を推し進める。（山口大学）
- ・本学は、障がい理由とする差別の解消について本学の構成員全員の関心と理解を深めるとともに、障がい理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。（横浜国立大学）
- ・本学は、障がい学生等に対する支援の推進を図るため、構成員に対し、必要な啓発活動を行うものとする。（熊本大学）

研究（研究・研修、バリアフリー教育の充実）

- ・本学は、バリアフリーに関する教育の充実を図るため、必要な方策を講ずるよう努める。（東京大学）
- ・障害学生支援に関する組織的な研究および教職員に対する研修（ファカルティ・ディベロップメント(FD)）を実施する。（筑波大学）
- ・障がい学生支援に関する組織的な研究及び教職員に対する研修を実施する。（琉球大学）

研修（研究・研修）

- ・学長は、障がい者差別解消の推進を図るため、教職員に対し、以下の研修・啓発を行う。
①障がい理由とする差別に関する基本的な事項について理解させるための研修 ② 障がい理由とする差別の解消等に関し求められる責務・役割について理解させるための研修（宮崎大学）
- ・障がい学生支援に関する組織的な研究及び教職員に対する研修を実施する。（琉球大学）

情報公開

- ・障害のある大学進学希望者や学内の障害学生に対し、大学全体としての受入れ姿勢・方針について情報公開し、社会に対する説明責任を果たす。（筑波大学）
- ・障がいのある大学進学希望者や本学に在籍する障がいのある学生に対し、大学全体としての受入れ姿勢・方針を明確にするとともに、広く情報の公開に努める。（島根大学）
- ・障害のある大学進学希望者や本学に在籍する障害のある学生に対し、大学全体としての受入れ姿勢・方針を明確にするとともに、広く情報の公開に努める。（福岡教育大学）

地域社会との連携

- ・本学は、地域社会及び障害者差別解消支援地域協議会等と連携して、障がい学生等を支援する優れた取組を積極的に取り入れるとともに、他の関係機関とも連携した支援に努めるものとする。（横浜国立大学）
- ・本学は、近隣地域の大学と連携し、優れた取組を進んで取入れ、拠点校及び大学間のネットワーク形成に努力するとともに、学内外の関係機関と積極的に連携した支援に努める。（和歌山大学）
- ・本学は、必要に応じて、障害学生の生活の場である地域社会と連携、協力するとともに、障害者に関わる地域社会の活動に貢献する。（奈良女子大学）

責務

- ・学長は、障がいのある学生が修学における不利益を受けないよう配慮するとともに、障がいのある学生の修学等支援方を推進する責務を有する。・学類長は、学長の命を受け、当該学類の障がいのある学生が修学における不利益を受けないよう、具体的支援方を構築する責務を有する。教職員は、当該学類の障がいのある学生が修学における不利益を受けないよう配慮するとともに、障がいのある学生の修学等支援方の実施に対し積極的に協力するよう努めなければならない。(福島大学)
- ・学長は、障害を有する学生が、適切な配慮がなされないことにより、教育上及び学生生活上不利益を被ることがないように、必要な支援方を推進する責務を有する。・学部長、大学院研究科長、学内共同教育研究施設等の長(以下「部局長」という。)は、当該部局において障害を有する学生が教育上及び学生生活上不利益を被ることがないように、具体的支援方を実施する責務を有する。教職員は、障害を有する学生が、教育上及び学生生活上不利益を被ることがないように、適切な配慮及び支援を行うとともに、支援方の実施に対し積極的に協力するよう努めなければならない。保健管理センターは、障害を有する学生、その家族、担当教職員等からの依頼に対して、医学的判断を含む適切な助言を行う。また、担当教職員等と連携し、依頼に基づく必要な支援を実施する。(鹿児島大学)
- ・学長は、本方針に定める目的を達成し、効果的な支援を遂行するために必要な規則の整備、予算措置に努めるものとする。(山口大学)

規程等の整備（全学的支援方の策定等）

- ・学長及び学類長は、この指針の目的を達成し支援を遂行するため、必要な規程等の整備及び予算措置を講じるよう努めなければならない。(福島大学)
- ・全学的視野から障害を有する学生への配慮に基づいた支援方及び実施計画を策定し、実施する必要がある場合は、教育研究評議会の議を経て決定する。(鹿児島大学)

基本方針の改廃

- ・この基本方針の改廃は、役員会が行う。(東京外国語大学)
- ・この基本方針の改廃は、教育研究評議会の意見を聴いて学長が決定する。(山口大学)

予算上の措置

- ・学長及び学類長は、この指針の目的を達成し支援を遂行するため、必要な規程等の整備及び予算措置を講じるよう努めなければならない。(福島大学)
- ・本学は、この指針の目的を達成するため、必要な予算上の措置を講ずるよう努める。(東京大学)
- ・実施計画に係る障害学生支援経費の配分・執行方法等については、別に定める。(鹿児島大学)

個人情報の保護（個人情報の保護と守秘義務）

- ・支援者が支援をする上で知り得た障害学生の個人情報（障害や相談の内容を含む。）の管理を厳密に行い、第三者に個人情報の開示や提供が必要な場合は、本人の同意を得るものとする。ただし、障害学生への連携支援を行うために必要と本学が判断した場合、集団守秘義務を十分に遵守しつつ支援者間での個人情報の共有を行うことができる。(富山大学)

- ・支援するうえで知り得た障がいのある学生の個人情報（障害や相談の内容を含む。）の管理を厳密に行い、第三者に個人情報の開示や提供が必要な場合は、本人の同意を得るものとする。ただし、障がいのある学生への連携支援を行うために必要と判断した場合は、支援体制間での個人情報の共有を行うことができることとする。（滋賀大学）
- ・支援をする上で知り得た要支援学生の個人情報（障がいや相談の内容を含む。）の管理を厳密に行い、第三者に個人情報の開示や提供が必要な場合は、本人の同意を得るものとする。ただし、連携支援を行うために必要と本学が判断した場合、集団守秘義務を十分に遵守しつつ支援者間で個人情報の共有を行う。（浜松医科大学）

IV. 考察

1. 障害学生支援に関する方針の公開状況

障害学生支援に関する基本方針とそれに類するものを大学ホームページ上に公開していた大学数は88校のうち24校と、3割に満たなかった。障害学生支援に関する相談室等を設け、その存在や機能、相談方法について記載されているものは多くみられたものの、方針として広く公表されたものは少なく、周知が十分とはいえない状況であった。作成されているものの、ホームページでの公開を行っていない状態であることも考えられるが、配慮や支援についての相談を検討する障害学生にとって、こうした情報が入手しやすい環境となっていないければ機能しない。

またこうした情報が学内において伝えられていない場合には、学生だけでなく教職員の不安につながる可能性もある。青野（2017）の報告では、国公立大学以外の多くの私学にも多くの障害学生が学んでおり、同じ高等教育機関であるにも関わらず、最低限の配慮さえ受けていない状況が続いている可能性が高く、現状の対処療法的な個別対応では無理な状況にあるとの危機意識を、多くの私大教職員が抱いているといった指摘もある。障害のある大学進学希望者や学内の障害のある学生に対してだけでなく、大学に所属する教職員についても、こうした大学等全体としての受入れ姿勢・方針を示すことは重要となる。

2. 障害学生支援に関する方針の内容

方針の公開されていたすべての国立大学で記載のあったものは「目的（目標、趣旨、理念等）」であり、半数以上で記載のあった項目は「支援体制（実施体制、推進体制、相談体制）」、次いで「決定過程（合理的配慮の決定）」、「施設・設備」、「機会の確保」、「情報公開」、「定義（支援対象）」であり、一割を切っていたものは「差別の禁止」「研修」「規程等の整備」「基本方針の改廃」であった。分類は20カテゴリに及び、各国立大学において方針への記載事項には幅があることが示唆された。方針では上記についてあくまで大まかな方向性について記載され、具体的な手段については別の更新可能な文書によって補っていくことが現実的な対応であると考えられる。

なお、各大学等が取り組むべき主要課題とその内容について、「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）」（文部科学省，2017）では、初等中等教育段階から大学等への移行（進学）や、大学から就労への移行（就労）、また大学間連携を含む関係機関との連携について記載されており、今後対応を推進していくことが求められているが、上記の

点に関してはカテゴリの中にみられなかった。障害学生支援室の日々の運営に追われる状況もあるが、地域の福祉行政・事業者等と連携し、公的サービス・業務委託・ボランティア派遣を含めた幅広い支援の提供についても必要に応じて対応が求められる。障害学生や保護者等にとって進学やキャリアに関しては気になる場所であり、こうした項目についても今後方針に含まれれば、さらに充実した内容の方針策定と情報公開となるであろう。

また小川（2017）は、国立大学では対応要領・留意事項の制定が先行した形になっているが、詳細な規程であるガイドラインや申し合わせ等を整備していく必要があるとしている。ガイドラインに記載すべき内容として、①支援する学生の対象、②支援内容、③支援の申請方法、④配慮願いの配布ルート、支援の範囲、守秘義務の範囲等を挙げている。

これに関して、日本学生支援機構が作成例を挙げている、障害学生支援の目的や支援対象となる学生の定義、支援実施体制、教職員の責務等を定める規程である「障害学生支援規程」、及び、障害学生支援について協議・検討する委員会の設置に関する規程である「障害学生支援委員会規程」、障害学生支援室等、支援担当部署の設置に関する規程である「障害学生支援室規程」の複合的なものが上記のガイドラインに当たると考えられる。

「障害学生支援規程」や「障害学生支援委員会規程」、「障害学生支援室規程」の内容について、各大学での公表について決まった形式は定まっておらず、各大学で任されている状況にある。国等職員対応要領に限らず、障害のある学生への支援についての姿勢・方針、関連する様々な学内規程などルール作成・公表が望まれる（文部科学省，2017）といった記載もあるが、不足なく項目について記載されている場合には複数の形式にまたがるなどその形式にこだわらず良いものの、内容について整理がされず十分な項目の検討がなされていない場合も考えられる。今後は、こうした各大学においてばらつきが出やすく整備が整っていない箇所についても、本研究で示唆された項目のカテゴリをもとに、各大学において支援の方針が整備されることが期待される。その後、支援の申請方法や配慮願いの配布ルートなど詳細な規程等が作成されていくことで、障害学生にとって充実した情報提供及び支援につながるであろう。

文献

- 1) 青野透(2017) 発達障害学生と大学教育—職員対応要領を中心に—. 大学教育学会誌, 39(1), 48-52.
- 2) 松田康子(2016) 精神障害を抱える学生への障害学生支援を考える—統合失調症を抱える学生の修学上のバリア・合理的配慮とは—. 北海道大学大学院教育学研究院紀要, 127, 41-61.
- 3) 日本学生支援機構(2014) 障害のある学生の修学支援に関する実態調査.
http://www.jasso.go.jp/tokubetsu_shien/chosa_1301.html
- 4) 日本学生支援機構(2015a) 文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の策定について.
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1364725.htm
- 5) 文部科学省(2015b) 教職員のための障害学生修学支援ガイド（平成 26 年改訂版）.
http://www.jasso.go.jp/tokubetsu_shien/guide/top.html#guide_pdf
- 6) 日本学生支援機構(2016) 障害学生修学支援に関する規程及び様式等.
http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/guide_kyouzai/youshiki01.html
- 7) 文部科学省(2017) 障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）.
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/074/gaiyou/1384405.htm
- 8) 小川勤(2017) 発達障害に対する組織的支援の現状と課題について—修学支援・移行支援の課題と学内外組織との連携・協力—. 大学教育学会誌, 39(1), 57-61.
- 9) 丹治敬之・野日文行（2014）我が国の発達障害学生支援における支援方法および支援体制に関する現状と課題. 障害科学研究, 38, 147-161.

- Editorial Board -

Editor-in-Chief	Atsushi TANAKA	University of the Ryukyus (Japan)
Executive Editor	Changwan HAN	University of the Ryukyus (Japan)



Aiko KOHARA University of the Ryukyus (Japan)	Mika KATAOKA Kagoshima University (Japan)
Aoko CHINA National Institute of Vocational Rehabilitation (Japan)	Mikio HIRANO Tohoku Bunka Gakuen University (Japan)
Eonji KIM Hanshin PlusCare Counselling Center (Korea)	Nagako KASHIKI Ehime University (Japan)
Haejin KWON Ritsumeikan University (Japan)	Shogo HIRATA Ibaraki Christian University (Japan)
Hideyuki OKUZUMI Tokyo Gakugei University (Japan)	Takahito MASUDA Hirosaki University (Japan)
Iwao KOBAYASHI Tokyo Gakugei University (Japan)	Takashi NAKAMURA University of Teacher Education Fukuoka (Japan)
Kazuhito NOGUCHI Tohoku University (Japan)	Takeshi YASHIMA Joetsu University of Education (Japan)
Keita SUZUKI Kochi University (Japan)	Tomio HOSOBUCHI Saitama University (Japan)
Kenji WATANABE Kio University (Japan)	Toru HOSOKAWA Tohoku University (Japan)
Kohei MORI Kanda-Higashi Clinic, MPS Center (Japan)	Toshihiko KIKUCHI Mie University (Japan)
Liting CHEN Sophia School of Social Welfare (Japan)	Yoshifumi IKEDA Joetsu University of Education (Japan)

Editorial Staff

- Editorial Assistants	Mamiko OTA	University of the Ryukyus (Japan)
	Sakurako YONEMIZU	Asian Society of Human Services

Journal of Inclusive Education

VOL.3 August 2017

© 2017 Asian Society of Human Services

Editor-in-Chief Atsushi TANAKA

Presidents Masahiro KOHZUKI • Sunwoo LEE

Publisher Asian Society of Human Services

Faculty of Education, University of the Ryukyus, 1 Senbaru, Nishihara, Nakagami, Okinawa, Japan
FAX: +81-098-895-8420 E-mail: ashs201091@gmail.com

Production Asian Society of Human Services Press

Faculty of Education, University of the Ryukyus, 1 Senbaru, Nishihara, Nakagami, Okinawa, Japan
FAX: +81-098-895-8420 E-mail: ashs201091@gmail.com

Journal of Inclusive Education
VOL.3 August 2017
CONTENTS

ORIGINAL ARTICLES

-
- Analysis of Teaching Method for IN-Child Showing Behavior Similar to ADHD.....**Mamiko OTA**, et al. 1
-
- Factors Affect Assessment of Educational Outcome about
Social Function for Children with Intellectual Disabilities.....**Natsuki YANO**, et al. 18
-
- Research on Recognition of Teacher's Expertise in Hearing Impairment Education:
Focus on Expertise such as Curriculum, Teaching Method and Characteristics and Psychology.....**Kohei MORI**, et al. 25
-

REVIEW ARTICLE

-
- Literature Research about the Support of Self-understanding and Career Decision-making
for High-school and University Students with Developmental Disorders..... **Hiroataka KUWAKI**, et al. 38
-

SHORT PAPERS

-
- The Verification of Reliability and Validity of Special Needs Education Assessment Tool (SNEAT) for Standardization:
Based on the Data from Tochigi Prefecture.....**Haena KIM**, et al. 50
-
- Reasonable Accommodations Required by Physically Handicapped Children Enrolled in Regular Classes:
A Study on Discomfort and Inconvenient Circumstances and Their Corresponding Accommodations
..... **Osamu ISHIDA**. 57
-
- Survey on Information Disclosure Status of Disability Student Support Policy at National Universities:
Mainly on Information on the Homepage..... **Takeshi ODAGIRI**, et al. 65
-

ACTIVITY REPORTS

-
- The Transformation of Thoughts and Feelings of the Siblings of Severely Handicapped Children and the Surrounding People:
Interviews with Siblings during Adolescence..... **Ayaho OCHI**, et al. 77
-
- The Practical Study of the Systematical Life Unit Learning from 1st to 12th Grade of Special Support School:
Class Planning by Utilizing Career Development Support..... **Nagako KASHIKI**, et al. 87
-